

敦賀市生涯学習センター「生涯学習スペース」作品展示の注意事項

生涯学習スペース東側壁面、展示机およびカウンター内の棚（以下「展示エリア」といいます。）では、団体および個人での、絵画・造形・書道・写真など、芸術に関する作品を展示する場としてご使用いただけます。

1 使用申込

- ① 展示エリアを使用できるのは、敦賀市内に在住、在勤、在学、又は市内で創作活動を行っている団体および個人といたします。
- ② 展示エリアは、無料でご使用いただけます。
- ③ 使用申込受付は、使用される日の6ヶ月前から2週間前までの間に行います。受付は開館日の9時00分から17時00分までです。間違いを防ぐため、電話、郵便、メール、口頭等での申込みは受付いたしませんので、直接生涯学習課にご来館の上、所定の使用申込書（様式第1号）をご提出ください。
- ④ 受付は、原則先着順といたします。ただし、受付開始日（6ヶ月前の日）の午前9時までに、同じ使用期間を希望する団体および個人が複数いた場合は、抽選により決定いたします。決定後、生涯学習スペース展示エリア使用申込当選連絡票（様式第2号）又は生涯学習スペース展示エリア使用申込落選連絡票（様式第3号）をそれぞれ交付いたします。
- ⑤ 使用申込受付後、使用許可書（様式第4号）を交付いたします。

2 使用期間

- ① 1回のご使用は、次の申込がない場合は連続して1ヶ月間以内の使用ができます。
- ② 展示品の搬入・搬出は、開館日の9時00分から17時00分までとし、日時は調整させていただく場合があります。
- ③ 搬入・搬出は、使用者の責任で行ってください。使用後は、展示エリア・設備を展示前の原状に回復してください。

3 使用場所

- ・ 展示エリア
 - 壁面（ピクチャーレール） 8m
 - 展示机 サイズ W180×D45×H70 4台
 - カウンター内棚 W270×D49×H80

4 開館時間

- ・ 10時00分から20時00分までといたします。

5 展示品

- ・ 展示品は、日本画・洋画・立体造形・工芸・書道・写真等の作品といたします。ただし、以下に当てはまる場合は、ご利用をお断りします。
 - (1) 物品の販売等を目的としたもの
 - (2) 政治及び宗教活動に関するもの
 - (3) 公序良俗に反するもの
 - (4) 著作権、肖像権問題があるもの
 - (5) 使用申込書の記載内容と異なるもの
 - (6) 裸婦絵画であるもの
 - (7) 誹謗中傷を含むもの
 - (8) その他生涯学習センター所長が不相当と認めたとき

6 展示管理

- ① 展示物の紛失・盗難・破損等の事故につきましては、生涯学習センターは一切の責任を負いません。
- ② 備え付けの備品は以下の物です。
 - (1) ピクチャーレール（幅8m）
 - (2) ワイヤー 30本
 - (3) フック 30個
 - (4) 長机（幅1.8m） 4台
- ③ 展示物設置の際、両面テープについては、剥がした際に壁紙を傷付けない程度の一般的な粘着力のものをご使用ください。

7 その他

- ・ 使用者ならびに関係者が故意又は過失によって、生涯学習スペース又は備品を破損等させたときは、その損害を負担していただきます。ただし、生涯学習センター所長が損害を負担させることが適当でないとき、この限りではありません。

【申し込み・お問い合わせ】

教育委員会生涯学習課 電話 0770-25-8318